

学校への不審者侵入時の 危機管理マニュアル

文部科学省

『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』の構成

〔内 容〕

- チェック 1 「不審者かどうか」
- 対 応 1 「退去を求める」
- チェック 2 「危害を加える恐れはないか」
- 対 応 2 「隔離・通報する」
- 対 応 3 「子どもの安全を守る」
- チェック 3 「負傷者がいるか」
- 対 応 4 「応急手当などをする」
- 対 応 5 「事後の対応や措置をする」

○日常の備えなどについては、関連する各項目で簡潔に解説

〔参 考〕

- ① 学校における犯罪の発生状況
- ② チェックリストの一例
- ③ 日頃からの危機管理体制の整備
- ④ 連携を図った安全対策例
- ⑤ 記録の重要性及び記録用紙の例
- ⑥ 心のケア
- ⑦ 教職員の共通理解と訓練の重要性
- ⑧ 不審者侵入事件に関わる教育委員会の役割
- ⑨ 学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例
- ⑩ 安全マップの作成

作成協力者名簿

本資料の活用について

本資料「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」は、次のような方針や経過で作成しています。

- 学校への不審者の侵入防止と侵入した際の幼児児童生徒の犯罪被害の防止に焦点を当てた内容とする。
- 学校安全に関する参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成13年 文部科学省）等に示した安全管理の内容をもとに、全国的な視野から各学校での具体的な対応の参考となる内容とする。
- 作成に当たっては、諸外国の学校の安全管理の状況、学校施設の安全管理に関する調査研究の成果、各学校での緊急対策例、大阪教育大学教育学部附属池田小学校からの報告及びご遺族の意見等を参考として、学識経験者等の協力を得る。
- 簡潔で、分かりやすく、見やすい内容・構成とし、各学校・地域の実情等に応じて活用しやすいように表現する。

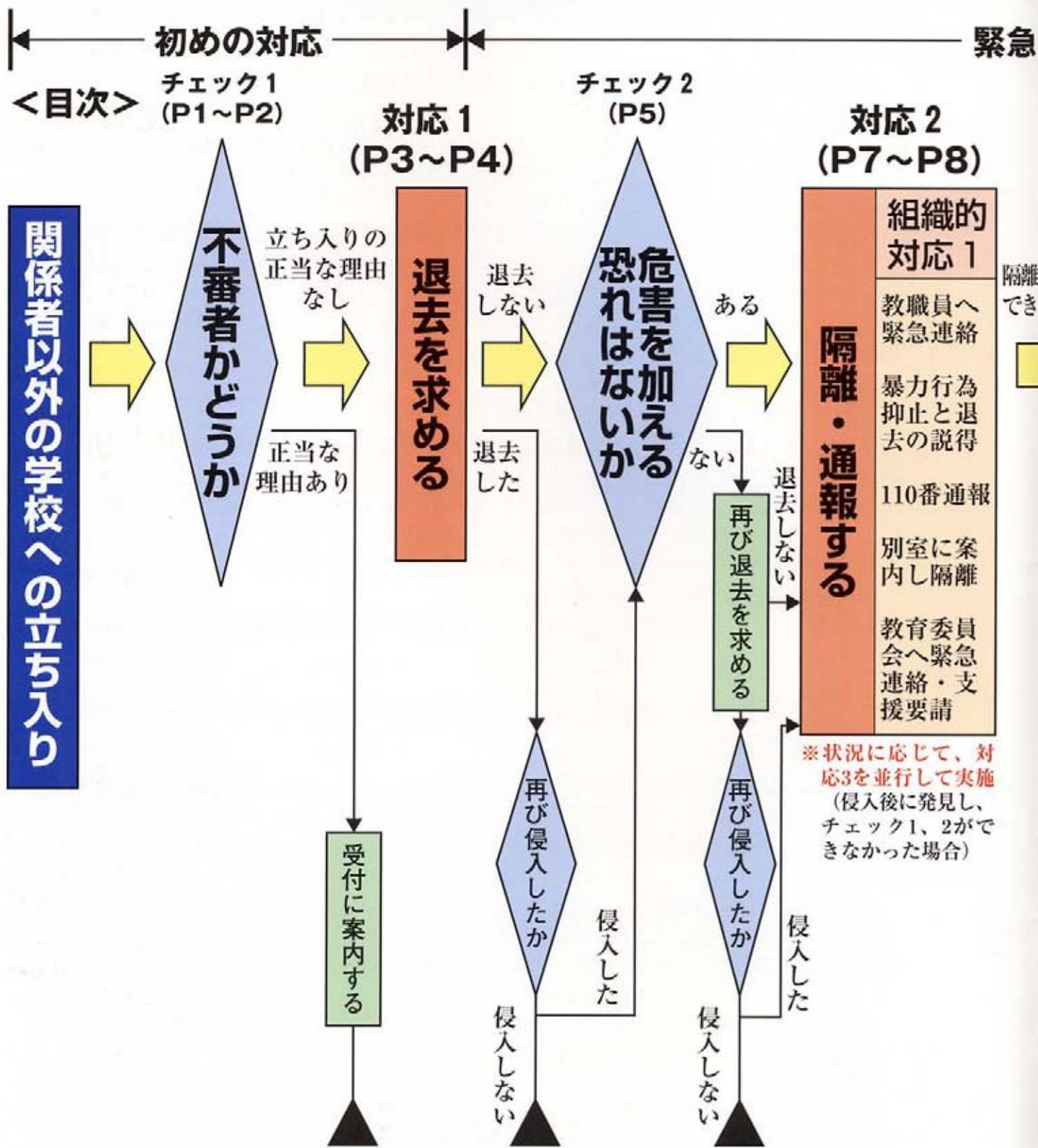
この方針等を受け、次のようなことに留意して作成しました。

- 学校における不審者への緊急対応の例をフローチャートで表現し、一見して分かるように整理する。
- 不審者の侵入防止等に関して必要と思われる事項を、時間の経過を念頭に置きながら、チェック1～3及び対応1～5に便宜上整理する。
- 目次（フローチャート）に示した事項は、解説で要点を述べ、事前に備えておくべき事柄などについても掲載する。
- 参考として、日常及び緊急事態発生時の記録や体制の整備などについても解説する。

このようなことを受け、各学校においては、次のような点に留意して本資料の活用を図ることが必要です。

- 学校における不審者への緊急対応の例（フローチャート）及び解説等を参考に、幼児児童生徒（以下、本資料において「子ども」という。）の実態、障害の状況、発達段階、学校・地域の特性や実情に即して、各学校における対応の方法を工夫する。
- 特に、日常の安全確保、学校周辺や地域における不審者の情報がある場合の安全確保、不審者の侵入防止、敷地や校舎内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、訓練の実施等による習熟や改善を通して、各学校において機能する独自の危機管理マニュアルを作成する。
- その際、施設設備等の状況も勘案し、家庭や地域の関係機関等の協力を得るよう努力する。
- また、不審者の侵入などの緊急時の対応だけでなく、併せて、家庭や地域の方々との連携を図りながら、登下校、地域での遊びや日常生活での安全についても対策を検討し、情報収集や対応のネットワークづくりに努める。
- なお、国私立の学校にあっては、本資料中、「教育委員会」とあるのは適宜「大学」あるいは、「学校法人」の事務局等と読み替えて適切に活用願いたい。

学校における不審者



児童への緊急対応の例

事態発生時の対応

事後の対応等

チェック3
(P11)

対応3
(P9~P10)

対応4
(P15~P16)

対応5
(P17~P19)

がない

子どもの安全を守る

組織的 対応2

防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）

移動阻止

全校への周知
子どもの掌握

避難誘導

教職員の役割分
担と連携

周辺の店や子ども
110番の家等
との連携

警察による保護
・逮捕

負傷者がいるか

いる

いない

応急手当などをする

隊の
到着まで
応急手
当

速やかな
119番
通報

被害者等
への心の
ケア着手

事後の対応や措置をする

事件・事故
対策本部
発動

情報の整理
と提供

保護者等へ
の説明

心のケア

教育再開準
備

再発防止対
策実施

報告書の作
成

災害共済給
付請求

※状況に応じて、チェック3、
対応4を並行して実施

※状況により、対応2以
降、必要に応じて速
やかに発動し、組織
的に対応する（組織
と役割分担は、平時
に検討し、共通理解
をしておく）。

参 考

学校における犯罪の発生状況	(P6)
チェックリストの一例	(P12~P14)
日頃からの危機管理体制の整備	(P20)
連携を図った安全対策例	(P21)
記録の重要性及び記録用紙の例	(P22~P23)
心のケア	(P24)
教職員の共通理解と訓練の重要性	(P25)
不審者侵入事件に関わる教育委員会の役割	(P26)
学校での事件・事故など緊急事態発生時の 対処、救急及び緊急連絡体制の一例	(P27)
安全マップの作成	(P28)

※主な参考文献 (P29)

※作成協力者名簿 (P30)

不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。大半は、正当な理由があり、子どもに危害を加える恐れはありません。しかし、中には、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者がいます。本資料では、それらの者を不審者と呼びます。

学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。

なお、凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2（P7～8）、対応3（P9～10）に移ります。

1. 不審者かどうか見分けるポイントの例

- (1) 受付を通っているかチェックする。
 - ・来校者のリボン、名札等をしているか。
 - ・受付を無視したり、不審な言動をしていないか。
- (2) 声をかけて、用件をたずねる。
 - ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
 - ・教職員に用件がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。



- (3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- (4) 凶器や不審な物を持っていないか。
- (5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2. 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

- ・受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。



日頃から不審者の侵入防止のために備えておきましょう

1. 出入口は限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。



2. 受付を設置し、来校者をチェックする。

3. 校地、校舎内外の巡視をする。

- ・教職員
- ・ボランティア
- ・保護者
- ・地域の関係機関等



*結果を記録しておく。

4. 学校や地域の実情に応じて、警備員を配置したり、防犯のための設備を整備したりする。

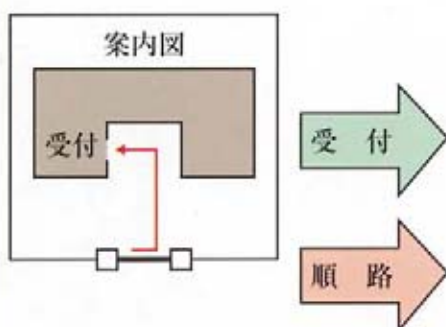


テレビドアホン



5. 入口付近に、案内の看板を設置し、入口や受付に校舎の案内や順路を示しておく。

学校にご用の方は、必ず受付にお立ち寄りください。立入りはお断りします。
〇〇学校長



6. 保護者や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにしておく。



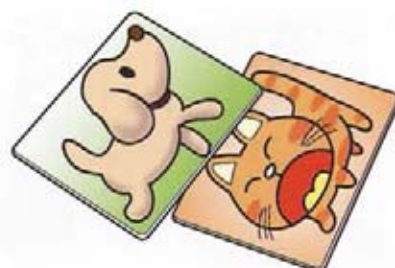
退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しそうな場合には、速やかに、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェックに移ります。

(ヘルプカード)

1. 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。

その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたり、ヘルプカードなどを活用したりする。



* 直接、「助けて」などとは書けないので、校章や風景、動植物などを適宜印刷しておき、このカードが届いたときには緊急事態発生と理解し、現場に急行できるようにあらかじめ共通理解しておく。

2. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

* 相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。



3. 次のような場合は、不審者として、「110番」通報する。

- (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
- (2) 退去の説得に応じようとしない。
- (3) 暴力的な言動をする。



4. 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。



5. 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。

6. 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。



危害を加える恐れはないか

退去を求めても応じない場合には、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。

凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し、他の教職員の応援を得て、速やかに警察「110番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

危害を加える恐れがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求めます。退去に応じない場合、あるいは、退去に一旦は応じて、再び侵入した場合には、危害を加える恐れがあると判断した場合と同様の対応を迅速に行う必要があります。このため、退去に応じた場合でも、その者が再び侵入しないか見届ける必要があります。

1. 所持品に注意する。



- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2. 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

※このような場合の、役割分担や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。



学校における犯罪の発生状況

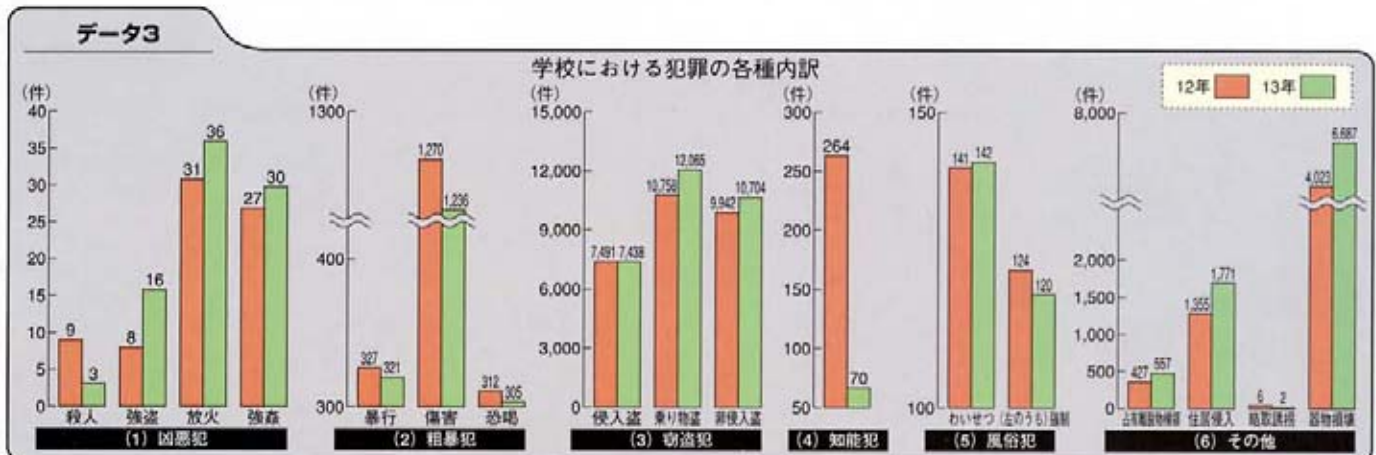
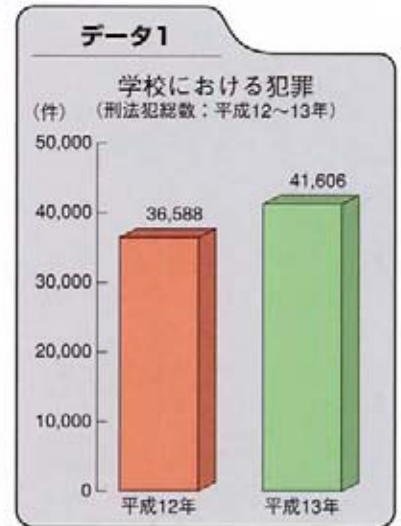
平成13年の全国の学校内で起きた犯罪は、過去最高の41,606件と初めて4万件を突破（データ1）し、前年の平成12年と比べると、13.7%も増加していることが警察庁の調査により分かりました。

この数字はわが国での刑法犯認知件数（データ2）の約1.5%にあたります。

学校内も決して安全な場所とは言えなくなっている今日、改めて学校・家庭・地域が一体となって、子どもの安全を考えねばならなくなっていることをこの数字は意味していると思われまます。

*学校には、学校教育法第1条に掲げる学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）、同法第82条の2の専修学校及び同法第83条の各種学校のほか、その実態が幼稚園と同一視されるような保育所も含む。

*認知件数には、未遂罪や予備罪を含む。



※資料提供：警察庁

隔離・通報する

子どもに危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず、丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着かせるよう努力し、別室に案内し隔離、同時に警察「110番」への通報や教職員への緊急連絡、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。特に、暴力的な言動がある場合は、教職員自身の安全のため適当な距離をとるなどに留意しながら、暴力の抑止に努めることが必要です。隔離ができない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに、他の教職員と協力し、組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また、必要に応じて、近隣の方々や保護者等の協力を得ます。



2. 暴力行為抑止と退去の説得をする。

- ・複数の教職員で対応する。
- ・言動に注意し、間合いを取りながら説得する。



3. 警察「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。

- ・校内放送等で教職員に周知する。

あらかじめ決めておいた文例を用いて、不審者に気付かれず、子どもがパニックに陥らないように工夫する。

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

- ・校内緊急通話システム等があれば、活用する。



<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は、〇〇室前のろうかでなく、〇〇室前の階段を使用してください。」

1. 別室に案内し、隔離する。

凶器を持っていない場合は、入口付近の応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。

あらかじめ、できるだけ出入口が1か所で、強固な扉の部屋を決めておく。

不審者は、先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ぐに避難できるように入口の扉は、開放しておく。

他の教職員の支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。

<「110番」通報の要領>

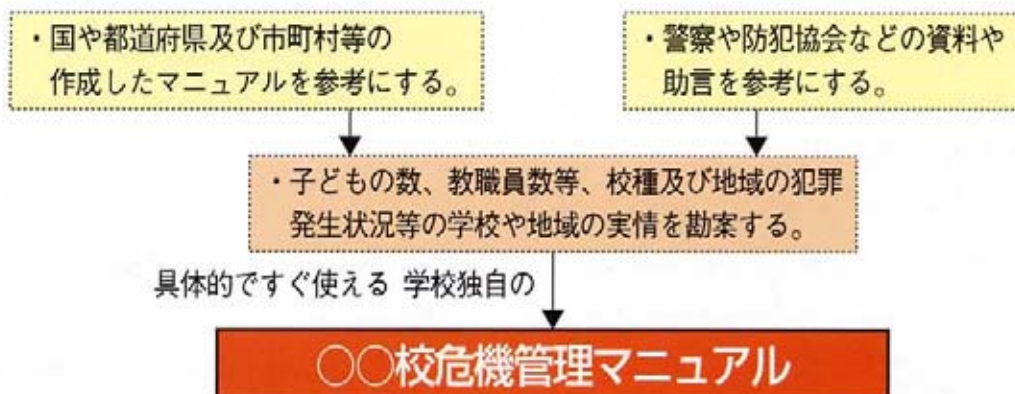
- 局番なしの「110」をダイヤル（携帯電話・PHSも同じ）
- 落ちついて、例えば「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子どもがけがをしました。直ぐに来てください。」
- その後は、質問に答える形で・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- * 「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

4. 教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

日頃からこのような事態に備えた役割分担や方法など体制を整えておきましょう

1. 学校独自の「不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成する。

子どもを守るために、日常及び緊急時に対応できるマニュアルを作成し、機能するように訓練を実施する。



2. 不審者侵入時の教職員の役割分担を明らかにしておく。

例えば、あらかじめ次のような役割を決めて、具体的な行動について訓練等で確認する。

全体指揮・外部との対応	校長、教頭
保護者等への連絡	教務主任、PTA 担当教諭
避難誘導・安全確保	学年主任、学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生徒指導主事等
応急手当・医療機関等	養護教諭、保健主事等
電話対応、記録	事務職員等
安否確認	(全体掌握) 教務主任、教頭 (学年・学級) 学級担任、学年主任 (校内外巡視) 担任外教員等

- * 学校の実態に応じて例に示した以外にも必要な役割分担をする。
- * 出張等で、係が不在の場合にも機能するように重複させるなどの工夫をする。
- * 授業中では、自習など指導教員不在の場合は、近くの教員が把握するよう共通理解しておく。
- * 授業以外では、あらかじめ担当場所を決めておき直行する。

3. 通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。

(1) 通報

- ・警察「110番」 ・警察等との連絡システム等
- ・消防・救急「119番」
- ・教育委員会等

* 警察等との連絡システム等がある場合には、その使用方法等についても確認しておく。

(2) 緊急連絡

- ・教職員対象 ・全校対象 ・保護者対象

* 校内緊急通話システム等がある場合には、その使用方法等についても確認しておく。

* 保護者等へ迅速に連絡するため、緊急時の連絡先リストを作成するなど、情報伝達網を整備しておく。



4. 不審者を隔離するなどの具体的な対応についても訓練しておく。

子どもの安全を守る

隔離できず、校地や校舎の中で暴力行為を働き、抑止できない場合には、身近にある用具などを用いて適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止し、全校に周知して、子どもに被害が発生したり、被害が拡大しないようにする必要があります。また、避難が必要な場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察の保護・逮捕までの間、子どもの安全を守ります。なお、登下校や地域における場合などは、保護者、防犯協会の役員、「子ども110番の家」、周辺の店や近隣の方々に協力を要請します。突然、不審者が侵入してきた場合などは、この対応3から始めます。

1. 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

子どもから注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的である。

- (1) 応援を求める
例) ・大声を出す。
- (2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。
・防御に利用できる身近な物の例

- ・警報装置や通報機器等で知らせる。
- ・防犯ベルで知らせる。
- ・校内放送で知らせる。

近くにあるものを何でも活用する

携帯用防犯ベル



モップ等の清掃用品



消火器



机、イスなど近くにあるもの



*この他移動を阻止するために催涙スプレー等を備えておくことも考えられる。

2. 子どもを掌握し、安全を守る。

- (1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
学校規模等により、他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導等を依頼する。
- (2) 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る（近隣の協力も）。
- (3) 教職員または全校に緊急連絡する。
- (4) 担当者は、校内外の巡視をする。

3. 避難の誘導をする。

- (1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、子どもを教室等で待機させる。
- (2) 教室等への侵入の恐れがある場合には、子どもと不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室など大人の居る場所に避難させる。
- (3) 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも子どもが避難できるよう訓練しておく。



日頃から地域と連携し、子どもの安全を守る体制づくりに努めよう

1. 日頃から教職員が役割を分担し、緊急時に備える（P8参照）。

2. 学校と地域の子どもの安全のためのネットワークづくりに努める。

子どもの安全を確保するためには、日頃から、子どもへの声かけや不審者情報の提供、校内外の巡視などを進めるため、教育委員会はもとより、保護者等や地域の関係機関等、「子ども110番の家」などとの連携を図る必要がある。

(1) 保護者等との連携を図る。

(2) 地域の関係機関等との連携を図る。

- ・警察、消防
- ・防犯協会
- ・自治会、地域の団体
- ・近隣の学校
- ・店
- ・ボランティア等

(3) 「子ども110番の家」との連携を図る。

*地域によりその名称、表示は異なる。



3. 子どもに対する安全教育を計画的に進める。

(1) 地域の「子ども110番の家」の所在地や表示、役割などを確認させておく。

(2) 安全マップづくりなどを通して地域での安全確保の重要性を認識させておく。

(3) 犯罪被害にあわないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の行動の仕方について、指導しておく。

- ・学校での生活及び登下校時の行動の仕方
- ・地域での遊びや日常生活での行動の仕方
- ・大声を出す、逃げる等、事件に臨んでのとっさの行動の仕方

4. 多様な場合を想定して、直接、間接に保護者や地域の関係機関等の協力を得て避難や対応の訓練をする。



5. 防御の仕方については、警察などの専門家の指導を受け、安全かつ的確にできるよう訓練する。

負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、子どもや教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

1. 負傷者がいるかどうか把握する。

- (1) 授業中は、授業の担当者が把握して報告する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (2) 休憩時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (3) 周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
 - ・あらかじめ連絡先を登録し、電話する。
 - ・あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
 - ・担当者が周辺を回って情報収集する。
 - ・保護者等の協力を得ることも考える。
- (4) 全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
 - ・校舎内外を担当者が巡視する。
 - ・学校周辺を担当者が巡視する。



<負傷者名簿例>

学年	氏名	性別	負傷部位

3. 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請など対応4 (P15~16) に移る。

2. 情報を集約する。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
 - ・通信方法は複数確保する。
- (2) 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。
- (3) 登下校や地域で犯罪被害にあったり、あいそうになったりしたときの情報の収集の方法について、保護者、子ども、「子ども110番の家」、地域の関係機関・団体との連携の仕方について検討し、周知しておく。

チェックリストの一例（教育委員会用）

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目（例）の改訂について（通知）」を参考に作成

評価 A（行っている） B（おおむね行っている） C（行っていない）

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 子どもの安全確保についての教育委員会の方針（危機管理マニュアルの作成、施設設備の整備等）を明らかにしているか。		
2. 域内の学校や幼稚園等における安全確保対策や安全管理の実態を把握し、適切な指導・助言を行っているか。		
3. 教職員対象の研修会の開催、関連資料等の作成・配布等により、教職員の危機管理意識を向上させるとともに、緊急時の対応能力の向上、安全教育（防犯）に関する指導力の向上等を図っているか。		
4. 地域住民に対する啓発活動を行い、地域全体で子どもの安全を確保しようとする雰囲気醸成しているか。		
5. 警察、消防等の関係機関、保護者、自治会、青少年教育団体等の関係団体と連携を図り、安全対策を行うことができる体制を整えているか。		
6. 子どもの学校外での安全確保のため、自治会、保護者、青少年教育団体等による、域内の危険箇所（人通りの少ない場所等）の点検や「声かけ運動」等が積極的に実施される体制を整えているか。		
7. 域内にある幼稚園・学校や保育所等の間で、迅速な情報交換や危機発生時における相互協力ができる体制を整えているか。		
8. 安全に配慮した学校開放（夜間、休日等）が行われるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 学校開放時に必要に応じて人員を配置するなど、安全確保の体制を整えているか。		
(2) 非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備など）を講じているか。		
9. 域内において不審者の情報があつた場合、速やかに域内の学校・幼稚園等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、地域の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。		
10. 不審者による緊急事態発生時に備え、次のような体制を整えているか。		
(1) 直ちに教育長等に情報が伝達され、情報収集、学校への指導・助言、関係機関との連絡調整、関係部局との連携、学校支援スタッフ等の派遣などが、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。		
(2) 必要に応じて心のケアチームが派遣できる体制を整えているか。		
11. 学校の施設設備等の面で、地域や学校の実情等に応じて、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行っているか。		
(2) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などの整備を必要に応じて行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場、隣接建物等からの侵入防止対策等を行っているか。		
(4) 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としているか。		
(5) 必要に応じ、職員室や事務室等を屋外の監視や緊急時に即応できる位置に配置し、低階層の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにしていくか。		
12. 学校が行う訓練に合わせ、教育委員会の職員も訓練等を行い、緊急時に学校、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に対応できるようにしているか。		

不審者の侵入から子どもを守るためには、学校、家庭、地域等の実態に応じた万全の対策をとっておく必要があります。ついては、各学校等において、このチェックリストを参考に、学校種や学校、地域の状況等に応じたチェックリストを作成の上、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善することが大切です。

チェックリストの一例（学校用）

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目（例）の改訂について（通知）」を参考に作成

(No1)

評価 A（行っている） B（おおむね行っている） C（行っていない）

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2. 不審者侵入事件に係わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3. 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行っているか。		
(3) 教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示しているか。		
(2) 来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。		
(3) 来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
7. 登下校時において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 通学路において人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所を把握し、子ども、保護者に周知するなどして注意喚起しているか。		
(2) 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。		
(3) 登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導しているか。		
(4) 登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによるパトロール等の協力を得ているか。		
8. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		
9. 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡方法等について、あらかじめ定めているか。		

評価 A (行っている) B (おおむね行っている) C (行っていない)

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
10. 学校開放（授業日）に当たって、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。		
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
11. 学校周辺等における不審者の情報が入った場合に、次のような体制が整備されているか。		
(1) 子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールの協力を得る体制を整えているか。		
(2) 子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる学校内外の巡回等の協力を得る体制を整えているか。		
(3) 学校、関係機関、保護者、地域住民等が連携して、不審者の行動を把握する体制を整えているか。		
12. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防犯（不審者対応）、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡がとれる体制等を整えているか。		
(5) 学校近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
(6) 登下校時や校外学習時などにおいて、不審者による緊急事態が発生した場合に、「子ども110番の家」や地域の住民等が、子どもの避難誘導、通報等を行う体制を整えているか。		
(7) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		
13. 学校の施設設備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検・補修を行っているか。		
(2) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(4) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく場所（応接室、相談室等）を決めているか。		
14. 安全教育（防犯）が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。		
15. 不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。		

応急手当などをする

子どもや教職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」に通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、学校医や警察、消防署、日本赤十字社などの協力を得て、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。また、全体の子どもたちの心を落ちつかせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたり見られる子どもには、養護教諭を中心に、心のケアに着手します。

1. 負傷者がいたら、まず容態を観察し、同時に応援を依頼する。

1.周囲の安全の確保
倒れている場所が安全かどうか確認する。
危険な場所ならば安全な場所に移動する。

2.出血の観察
出血があったらすぐ止血する。

3.救急車の要請
まず、意識の有無を確認し、近くの人に協力を求め、救急車を呼ぶ。

4.口の中の異物の除去など
口の中に何かつまっていたら取り除く。
血液やだ液はふきとる。

5.気道の確保
意識がないときは呼吸がしやすいよう気道（空気の通り道）を確保する。

6.呼吸の観察
呼吸が止まっていたら、すぐ人工呼吸を行う。

7.循環のサインの観察
循環のサインがないときは、人工呼吸にあわせて心臓マッサージを行う。

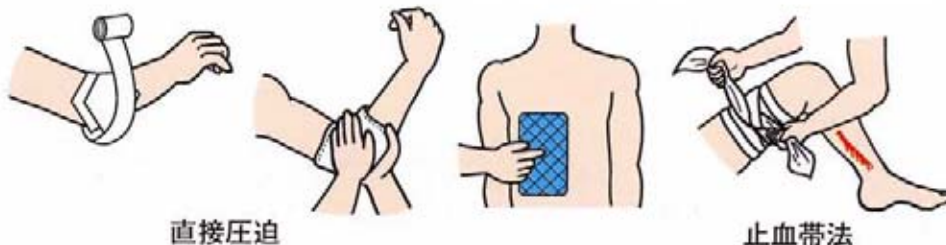
2. 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

*既に「110番」している場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので再度通報する。

- ・搬送者、搬送先を記録し、保護者に連絡する。
- ・担当者を決め、情報を整理し、必要に応じて活用する。
- ・保護者等への複数の連絡手段を確保する。
- ・PTA役員等の協力を得ることも検討する。



3. 大出血している場合は、心肺蘇生法の前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近い所を縛ったりして止血する。



4. 呼吸をしていない場合は人工呼吸を、循環のサインがない場合は、心肺蘇生法を実施する。

<意識状態の観察と判断>

もし呼びかけに対し反応（開眼、応答など）がなければ、意識障害があると考えて、大きな声で「だれか来て！」と救助を求め、「119番」通報を依頼する。



<呼吸状態の観察と判断>

可能であれば負傷者を仰臥位とし、気道を確保してから①負傷者の胸部が動いているかどうか、②負傷者の鼻や口に耳を近づけて呼吸音が聞こえるかどうか、③はく息を顔に感じるかどうかを観察する。



呼吸をしていなければ人工呼吸を行う

(1) 気道を確保する。



(2) 人工呼吸法（口対口）を実施する。

* 2秒かけてゆっくり2回
(8歳未満の子どもは1~1.5秒かけて2回)



* 引き続き1分間に約12呼吸で実施（8歳未満の子どもは引き続き1分間に約20呼吸で実施）。

循環のサインがなければ心臓マッサージも行う

(3) 循環のサインの観察と判断

まず気道を確保し、呼吸吹き込み人工呼吸を2回行った後に、負傷者の口に自分の耳を近づけて、呼吸をしているかどうかを胸の動きでみたり、呼吸の音を聞いたり、咳をしているかを観察し、同時に身体に何らかの動きがみられるかを10秒以内に観察します。

これらの徴候がみられなければ循環のサインがなく心停止と判断して、直ちに心臓マッサージを行います。このような観察で呼吸がみられたり、咳をしたり身体の動きがみられる場合は、循環のサインがみられるので心停止ではないと判断します。

5. 心のケアに着手する。

傷害を負ったり強い恐怖や悲しみに出会うと、精神的にも肉体的にも変調をきたす。事件・事故の直後から、全体の子どもの心を落ちつかせ、安心させるとともに、必要な子どもについては、専門家の対応を依頼するなど心のケアに着手する必要がある。

6. 応急手当や心のケアについては、教職員や保護者等を対象に研修を実施し、緊急の事態に対応できるようにしておく。

○心臓マッサージ 人工呼吸
15 : 2
(8歳未満の子どもは5 : 1)



○圧迫の深度 約3.5cm~5cm
(8歳未満の子どもは胸の厚さの1/3(約2.5cm~3.5cm))



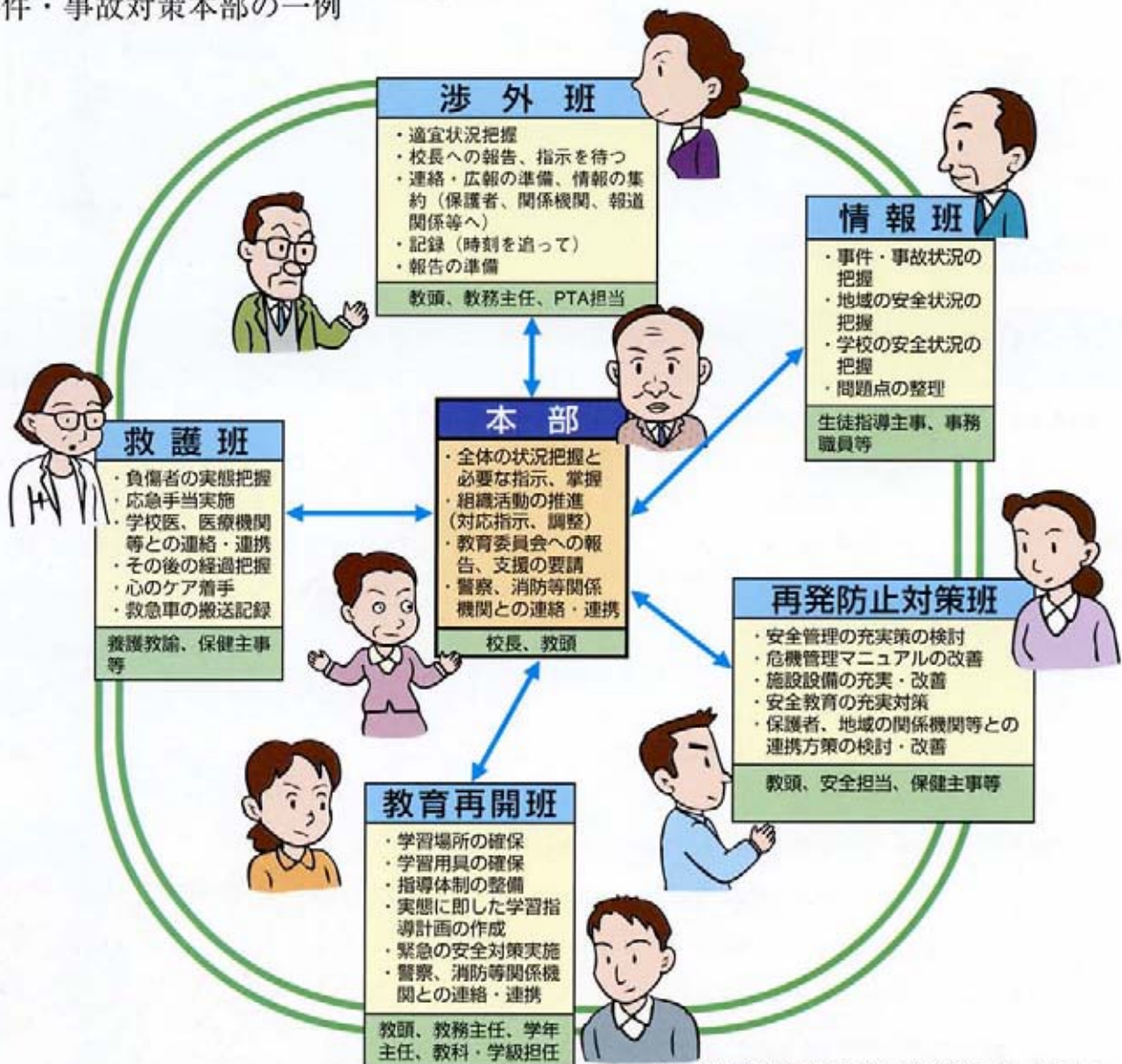
事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、子どもや教職員が死傷する事件・事故があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

このため、平時から事件・事故対策本部を設置し、事件・事故発生時に速やかに発動することで、こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施することが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

1. 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。

○事件・事故対策本部の一例



*一部の教職員が不在でも機能するように、複数で担当するなどの工夫をする。

2. 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。

- (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する（校長、教頭等）。
- (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。

3. できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。

- (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらう。その場合、PTAの役員等に協力を要請することも検討する。
*緊急の際の連絡方法を確認しておく。
- (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
- (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。



説明会の次第・内容等の一例

司会・進行（教務主任）

一、学校長全体説明（校長）

一、説明（教頭）

（一）事件・事故の概要

- ・ 発生日時、場所
- ・ 加害者、被害者
- ・ 人数、被害の程度

（二）被害者への対応

- ・ 応急手当、救急車
- ・ 家庭訪問

（三）今後の対応

- ・ 見舞い、心のケア
- ・ 安全対策、休校措置
- ・ 関係機関との連携

（四）協力依頼

- ・ 地域パトロール
- ・ 不審者の情報提供

一、質疑応答

終わり

4. 教育委員会は、学校を積極的に支援する。

- (1) 学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、教育委員会が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する等の方法により学校を積極的に支援するよう努める。
- (2) 事件・事故後の補償問題や、子どもの安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努める。

5. 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。

学校の電話は、問い合わせが殺到し使用できなくなることが予想される。そのため、普通電話だけでなく、携帯電話、有線放送などを活用したり、「子ども110番の家」や地域の防犯連絡所、警察・交番等の電話を借りることなども検討しておく必要がある。

6. 侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕されたり、学校外に退去した場合でも、子どもに不安や恐怖が残っている場合は、下校時に教職員が引率し保護者に引き継ぐことが必要である。また、保護者に引率や巡回の協力を依頼するなどの対応（配慮）も必要である。



7. 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

応急手当と心のケアに対する体制等の見直し

- ・教職員の研修の充実
- ・緊急連絡や対応のための体制等の改善
- ・関係機関、スクールカウンセラー、学校医等との連携体制の改善

緊急時に備えた校内体制の再構築

- ・危機管理マニュアルの改善
- ・組織（役割分担）の見直し

緊急の安全点検実施による問題点の整理と環境等の改善

- ・死角になる場所の有無の確認
- ・防犯上不適切な箇所の改善
- ・安全点検の体制、方法等の改善

安全教育の内容・指導体制等の見直し

- ・指導内容、時期等の再検討
- ・実施の機会、指導体制等の再検討

保護者、地域住民との連携方策等の改善

- ・説明会の実施
- ・今後の連携方策等の検討
- ・協力の要請

来校者への対応など不審者の侵入防止策の改善と共通理解

- ・案内板の改善
- ・施錠など、出入口の適切な管理の徹底
- ・受付の設置と名札使用の徹底
- ・防犯設備等の使用方法の確認
- ・臨時の避難訓練の実施



8. 報告書を作成する。

事故報告書は、学校管理規則等に基づいて作成し、教育委員会に報告する。それらは、類似の事件・事故の発生防止等に役立つ。

9. 災害共済給付等の請求をする。

学校の管理下での事件・事故については、日本体育・学校健康センター法（平成15年10月1日より日本スポーツ振興センター法）の規定により災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

日頃からの危機管理体制の整備

不審者の侵入などの緊急時に、子どもの安全を確保し、学校の信頼を得るためには、日頃から教職員等の危機意識を高め、危機管理体制の整備を図っておくことが大切です。

そのためには、学校、家庭、地域、関係機関、教育委員会等の関係者が、それぞれの役割を十分に認識しながら、有機的・協力的に役割を果たし、子どもの安全が確保されるような関係を構築しておくことが重要です。

●構築しておきたい体制

情報の収集・発信体制

緊急事態発生時における緊急対応体制

- ①事件・事故発生時の連絡・通報体制
- ②不審者から子どもを守る防御体制
- ③負傷者を救助する体制
- ④子どもを安全な場所に避難させる体制

学校教育再開に向けた事後の対応体制（事件・事故対策本部）

学校生活及び校外学習中の安全確保の体制

*不審者の早期発見、施設設備の整備等

心のケア体制

危機管理マニュアルの整備

●体制整備のポイント

- ①学校、家庭、地域、関係機関等の実態に即したものにしよう。
- ②多様な事態に十分に対応できるものにしよう。
(複数の負傷者、教師も負傷、様々な凶器、パニック状態等)
- ③子どもの安全確保を最優先したものにしよう。
- ④校長、教頭等が不在の場合にも対応できるものにしよう。

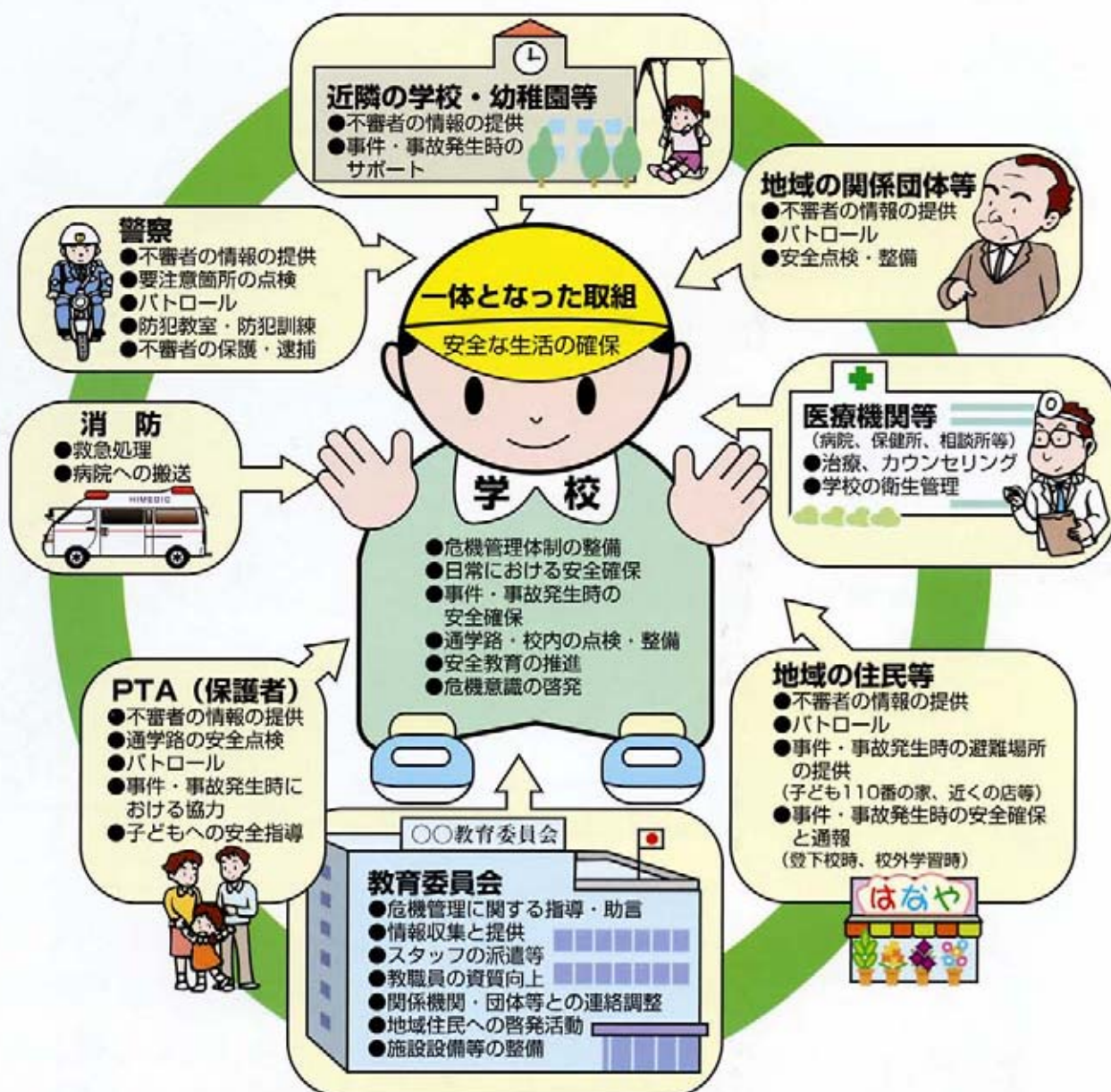


緊急時に機能する体制を作ろう。

※関係者の意見を十分に採り入れた体制をつくり、事前に十分に共通理解し、訓練しておこう。

連携を図った安全対策例

学校だけでは、不審者から子どもを守ることはできません。学校を中心に、家庭、地域、関係機関等が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことにより、大きな成果を上げることができます。

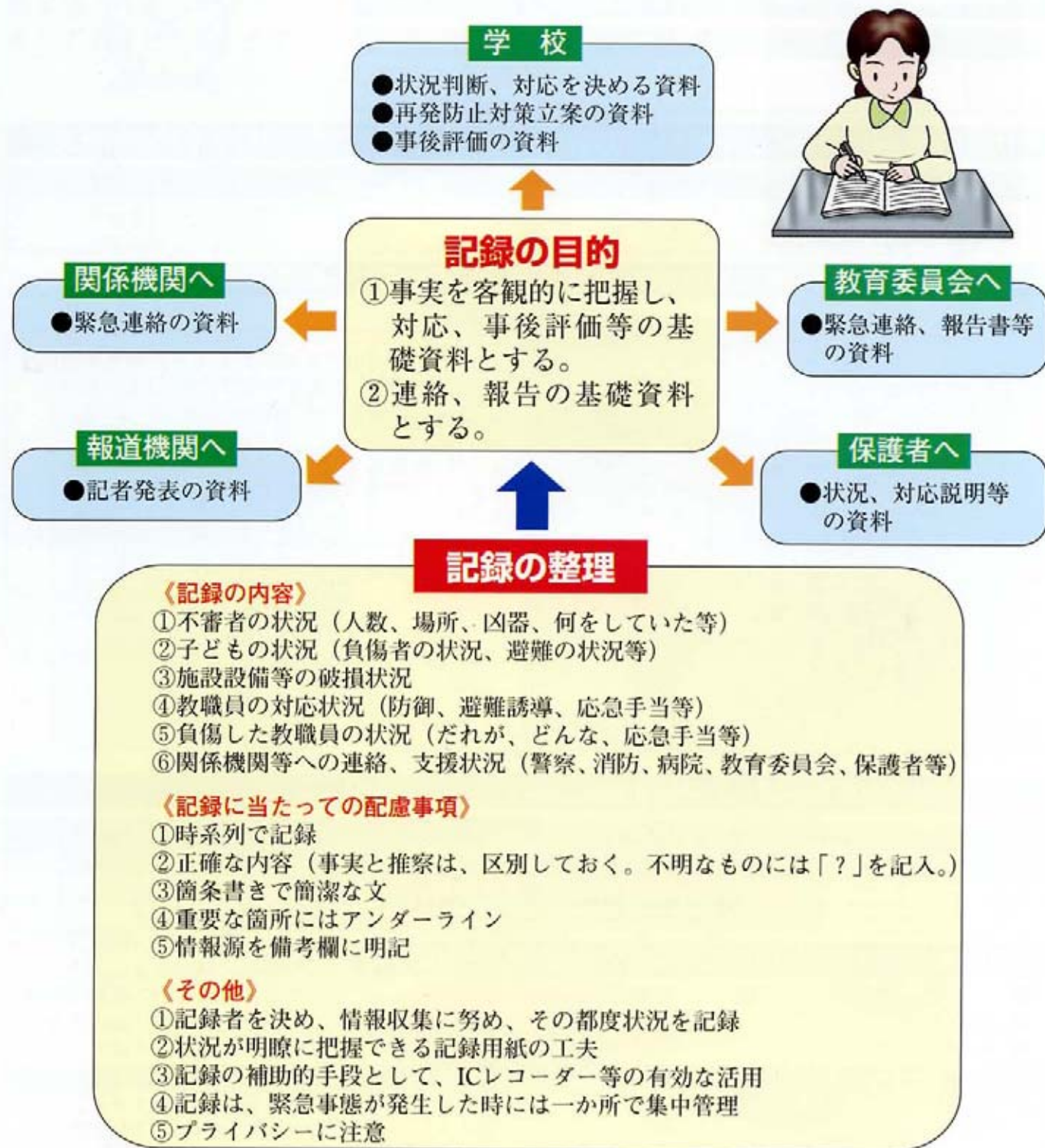


【連携を深める】

- ①開かれた学校づくりに努め、地域との信頼関係を築こう。
- ②学校保健（安全）委員会や学校評議員制度を活用しよう。

記録の重要性

不審者の侵入などによる緊急事態が発生した場合に、その状況や対応したこと及びその結果等を記録することは、適切な対応、保護者、関係機関等との連携を図る上で、極めて重要なことです。



記録用紙の例

学校の実態に応じた記録用紙を常備し、いつでも使えるようにしておくことが大切です。



1. 状況、対応等について、時系列で逐次記載する記録用紙例

日時	状況・対応等	備考

2. 状況、対応等について、不審者、学校等に分けて、時系列で逐次記載する記録用紙例

日時	不審者の状況	子どもの状況	学校の対応等	関係機関等の対応	備考

3. 不審者の状況、負傷者の場所等を、校舎平面図に表すことも有効な方法です。



- ①磁石付き黒板等に、大きな校舎平面図を張り、不審者や負傷者等の人数・位置を、色付きマグネットで表す。
- ②色付きマグネットを置いた所に、時刻、状況等を簡潔に記載する。
- ③不審者が移動した場合には、ラインで結び、動きが明瞭に分かるようにする。

*この方法は、地震、火事などの災害時にも有効に活用できます。

4. 負傷者の状況等を一括して把握する記録用紙例

NO	発見時刻	氏名	学年・組	保護者名 (TEL)	症状	応急手当	搬出時刻	搬送先病院等	付添者	備考
1										
2										

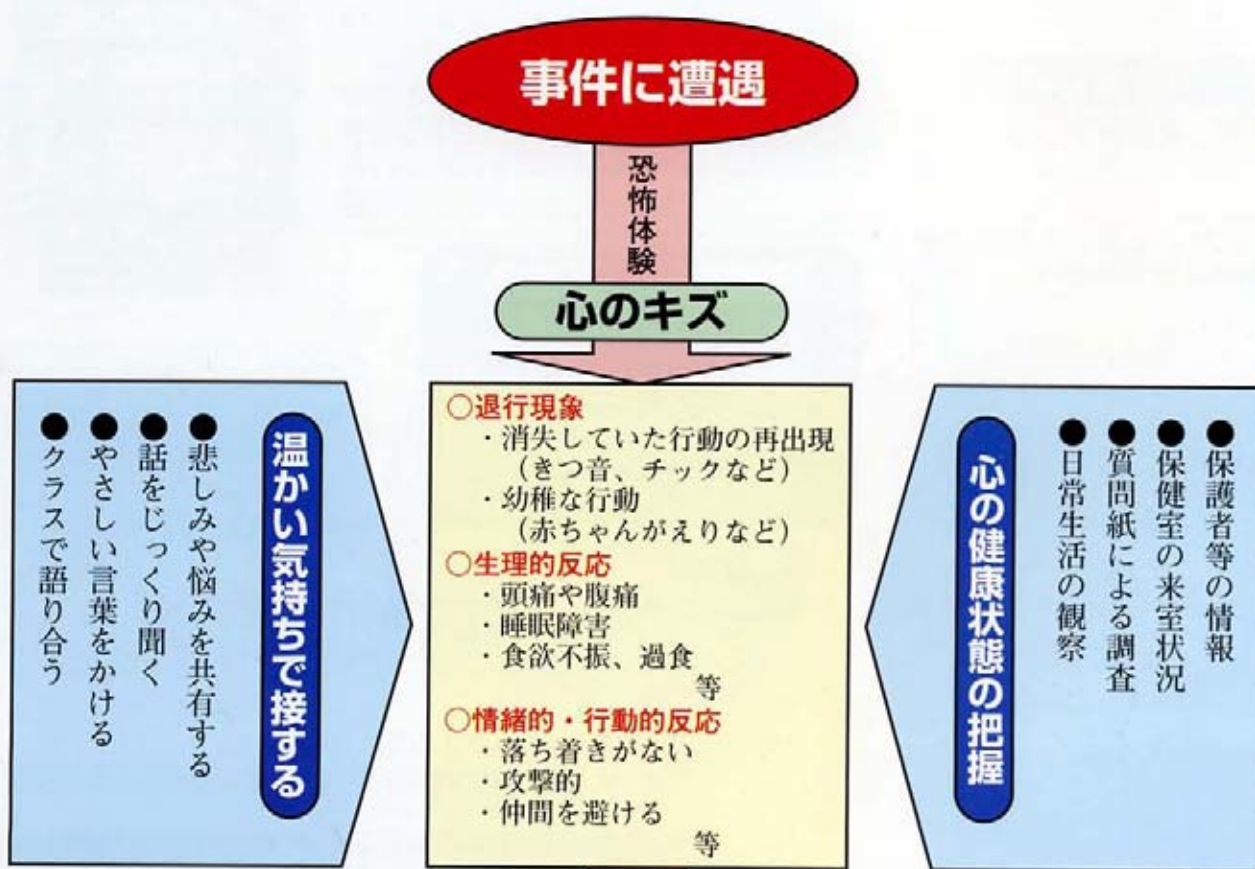
5. 負傷者の状況等を、個別に時系列で把握する記録用紙例

- () 学年 () 組 ・ 氏名 ()
- 保護者氏名 () ※連絡先 TEL ()
- 搬送先病院名 () ※病院 TEL ()

日時	症状等	応急手当等	備考

心のケア

大きな事件に遭遇し、深い悲しみや生死に関わる恐怖の体験などから、大きな精神的衝撃を受け、心が不安定になることがあります。このような体験をした人は、被害の事実を受けとめることができず、悲嘆したり、怒ったりと混乱状態に陥ってしまい、心に大きな傷を残す可能性があります。心のケアが十分に行われないと、PTSD（外傷後ストレス障害）を生ずる場合があります。



- 温かい気持ちの接点**
- 悲しみや悩みを共有する
 - 話をじっくり聞く
 - やさしい言葉をかける
 - クラスで語り合う

- 症状**
- 退行現象
 - ・ 消失していた行動の再出現 (きつ音、チックなど)
 - ・ 幼稚な行動 (赤ちゃんがえりなど)
 - 生理的反応
 - ・ 頭痛や腹痛
 - ・ 睡眠障害
 - ・ 食欲不振、過食 等
 - 情緒的・行動的反応
 - ・ 落ち着きがない
 - ・ 攻撃的
 - ・ 仲間を避ける 等

- 心の健康状態の把握**
- 保護者等の情報
 - 保健室の来室状況
 - 質問紙による調査
 - 日常生活の観察

支援体制の確立
 学校を中心として、精神科医、カウンセラーなどの専門家、専門機関と連携した心のケア

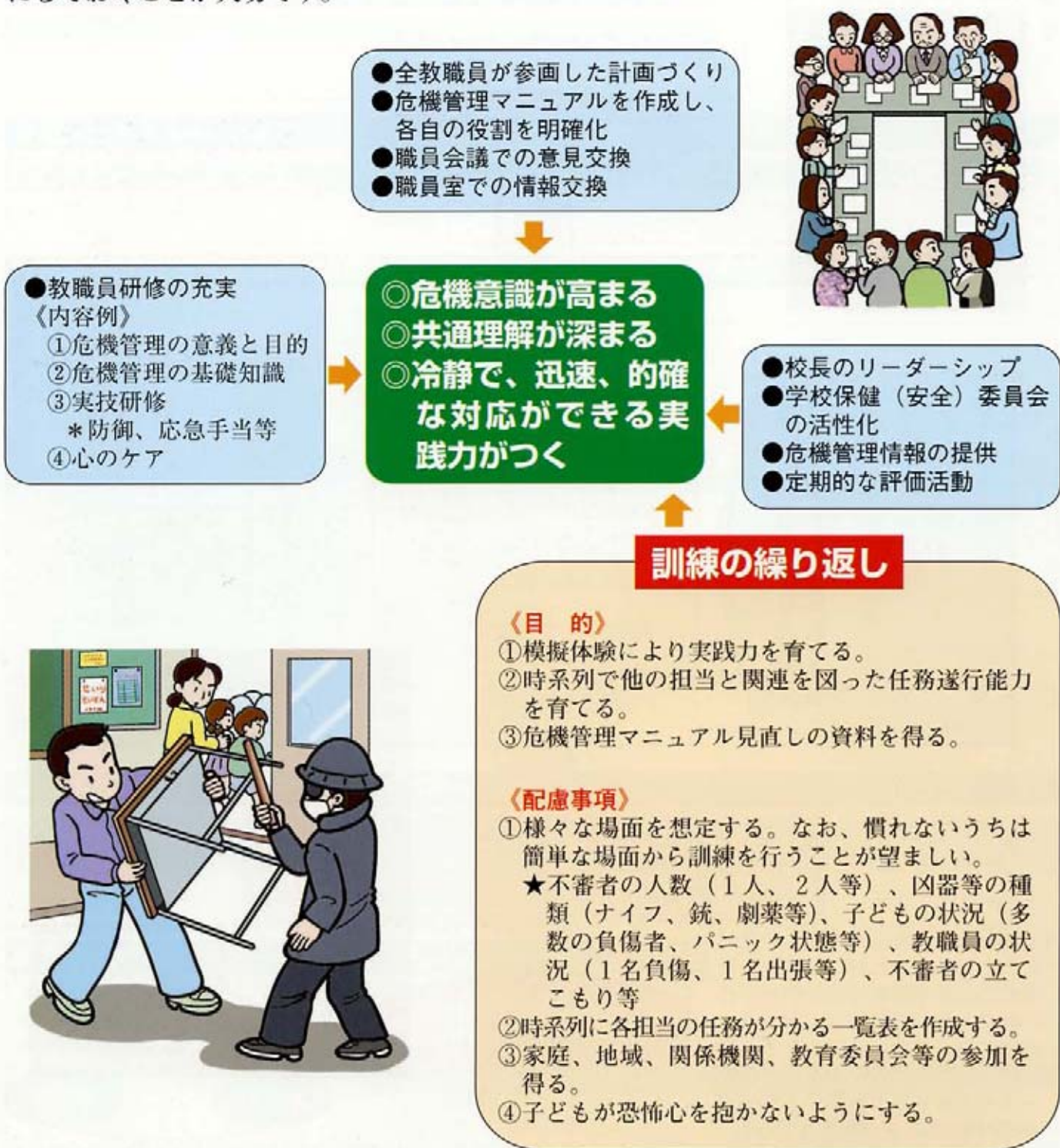
*非常災害時の心のケアが、効果的に行われるためには、日頃から教育相談活動や健康相談活動が学校の教育活動に明確に位置付けられ、円滑に運営されていることが大切です。また、スクールカウンセラーの配置等を通じた学校と専門家や専門機関等との連携も重要です。

回復



教職員の共通理解と訓練の重要性

不審者の侵入などによる緊急事態に迅速・的確に対応し、子どもの安全を確保するとともに、正常な教育活動を保つためには、教職員一人一人が、それぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら、いかなる状況にも落ちついて臨機応変に対応できるようにしておくことが大切です。



不審者侵入事件に関わる教育委員会の役割

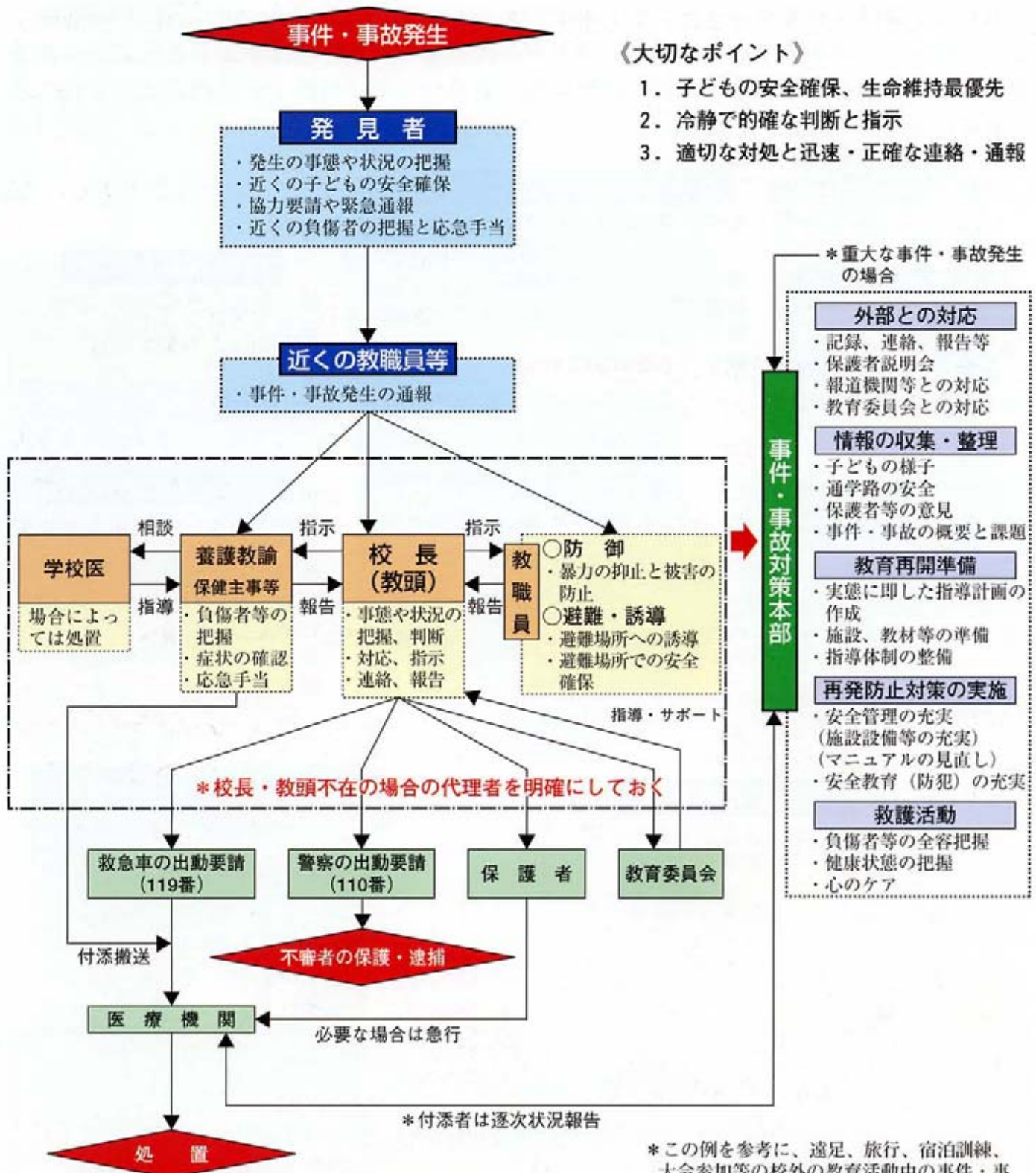
教育委員会は、不審者の侵入などによる学校の危機に、十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、子どもや教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務があります。なお、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の防犯訓練に合わせ、訓練を積み重ねておくことが大切です。



【ポイント】

1. 教育委員会は、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的に実態を把握し、指導・助言を行う。
2. 教育委員会は、不審者の侵入事件に迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。
 - ・教育委員会内の危機管理体制の整備
 - ・関係部局や関係機関等と連携を図った支援体制の整備
 - ・学校や保育所等との情報収集・提供体制の整備

学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、 救急及び緊急連絡体制の一例



安全マップの作成

子どもの安全を守るためには、対応3（P9～10）でも触れたように、安全教育を充実し、子ども自身が危険を予測し、危険を回避できるような資質や能力を育てることが不可欠です。このことは、不審者の学校への侵入時のみならず、登下校や地域での遊びや生活の中での犯罪被害防止と安全確保に役立ちます。その方法の一つとして有効なのが、安全マップの作成です。交通安全教育や防災教育の中で広く活用されており、それらの内容を総合して、地域安全マップとして作成することも可能です。各学校独自の形式や方法で作成し、活用されることをお勧めします。

○作成や活用の機会を工夫する。

- ・学級活動、総合的な学習の時間などの学習や集会活動、学校行事
- ・児童会・生徒会活動
- ・子どもの家庭学習の課題 等

○安全マップの作成範囲は、発達段階や地域の実情等を考えて決める。

- ・学校内及びその周辺
- ・学区内を分担して
- ・自分の家の周辺
- ・学区全体をまとめて
- ・自分の通学路の周辺
- ・学区を超えた子どもの行動範囲
- ・市町村全体やその周辺 等

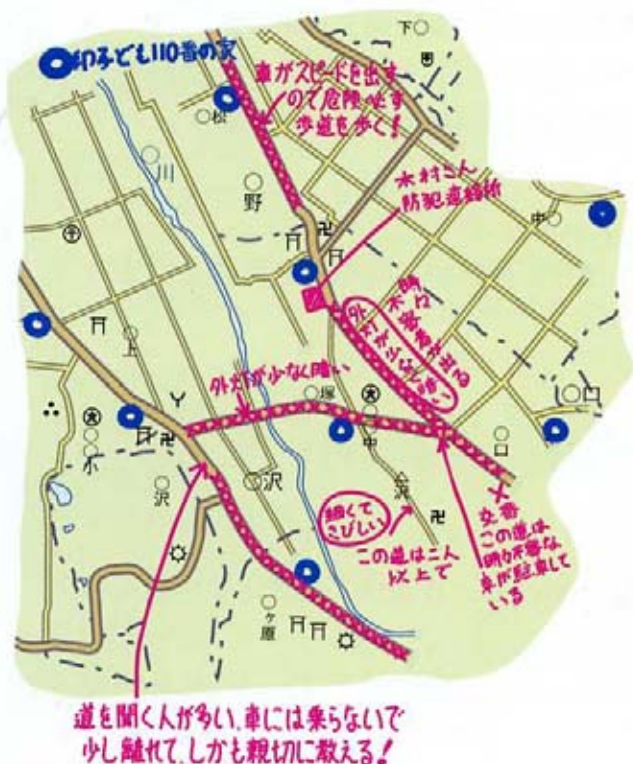
○実際に現場を見て情報を収集し、整理して作成する。

- ・子どもがグループで、親子一緒になど、ねらいと発達段階等を考慮
- ・地域の人意見や情報も活用
- ・交通安全など活動時の安全を配慮

○作成の形式や方法等

- ・実際の地図等を利用した書き込みや写真の貼付
- ・略図にして作成（イラストなども活用）
- ・グループ等で分担して作成（大きさを考慮するなど、作成方法にも多様な工夫）

<地図を活用した作成例>



<略図にして作成した例>



日本中を震撼させた大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件では、校内に侵入した犯人によって、8人の子どもの尊い命が奪われ、深い悲しみと怒りに心を震わせました。振り返ってみると凶悪事件の増加など近年の我が国の治安の悪化が懸念される中で、これまでの学校における危機管理が不十分であったことは否定できません。今後は、保護者や地域の方々と連携し、学校への不審者の侵入を想定して、それを防止するための対策を講ずる必要があります。このマニュアルは、学校への不審者の侵入という危機に臨んで、未来を託する子どもたちの大切な命を守るために、各学校等で役立てていただくために作成したものです。内容は、教職員が中心となっていかに子どもを守り抜くか、そのために、保護者や地域社会の方々、警察・消防等の関係機関からどのような支援と協力を得るかなどの具体的な方法について、事態の進行を時系列的に整理し、その適切な対応の一例を提案しています。後半には、教職員の危機管理能力を高め、学校における組織的な危機管理のための活動を円滑に行うために必要な事柄についても、簡潔に整理しています。各学校では、子どもや地域の実情を踏まえ、本資料を参考に、独自のマニュアルを作成して、大切な子どもの命や安全を守るための取組を進めていただきたいと心から念願しています。

(座長 南 哲)

〔主な参考文献〕

- ① 「学校施設の防犯対策について」
学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議 (文部科学省)
平成14年11月
- ② 「諸外国における学校施設の防犯対策等に関する調査研究報告書」
社団法人文教施設協会
平成14年7月
- ③ 安全教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
文部科学省
平成13年11月
- ④ 「救急蘇生法の指針～一般市民のために～ (改訂版)」
監修 日本救急医療財団、編著 心肺蘇生法委員会
平成13年6月
- ⑤ 「教職員のための心肺蘇生法の手引 (第4版)」
日本蘇生学会編
平成14年4月
- ⑥ 「非常災害時における子どもの心のケアのために」
文部科学省
平成15年刊行予定
- ⑦ 「スクールセキュリティガイド」
財団法人 全国防犯協会連合会、社団法人 日本防犯設備協会
平成14年3月
- ⑧ 「子どもの安全を守るためのPTAの取り組み」
社団法人日本PTA全国協議会
平成14年3月

<本資料の作成協力者名簿>

○印 原稿執筆者

座長	南	哲	神戸大学教授
	岩	益	警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐
	梅	昭	社団法人日本PTA全国協議会 副会長
	老	準	大阪府立大和川高等学校 校長
○	川	昭	千葉県千葉市立磯部第一中学校 校長
	岸	輝	社団法人日本防犯設備協会 業務担当部長
○	木	勝	島根県赤来町立来島小学校 校長
○	富	一	財団法人全国防犯協会連合会 研修課長
○	中	広	日本大学文理学部 専任講師
○	西	伸	兵庫教育大学 助教授
	原	憲	東京都江東区立元加賀幼稚園 園長
○	樋	恭	財団法人都市防犯研究センター 主任研究員
	向	昭	大阪府教育委員会教育振興室保健体育課 指導主事
	持	浩	東京都教育庁指導部 主任指導主事
○	矢	良	東京都荒川区立尾久西小学校 教頭
○	渡	正	東京学芸大学 助教授

文部科学省においては、次の関係官が本会合の討議に参加し、編集については、主としてスポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄が担当した。

中	岡	司	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	課長
大	金	伸	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	専門官
田	嶋	八千代	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	健康教育調査官
鬼	頭	英	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	健康教育調査官
伊	野	建	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	学校安全係長
青	木	麻実子	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	学校安全係

学校への不審者侵入時の
危機管理マニュアル

MEXT 2-0209

平成14年12月 作成
平成15年 2月 第1刷発行

著作権所有 文 部 科 学 省

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03(5253)4111

R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています

